

新	旧
<p data-bbox="219 268 698 303">災害派遣手当の支給に関する条例</p> <p data-bbox="862 311 1120 386">昭和38年10月11日 条例第28号</p> <p data-bbox="168 395 504 427">(災害派遣手当の支給)</p> <p data-bbox="129 435 1120 678">第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する場合を含む。)に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)を支給する。</p> <p data-bbox="168 687 474 719">(災害派遣手当の額)</p> <p data-bbox="129 727 1120 965">第2条 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。</p>	<p data-bbox="1205 268 1684 303">災害派遣手当の支給に関する条例</p> <p data-bbox="1848 311 2105 386">昭和38年10月11日 条例第28号</p> <p data-bbox="1153 395 1489 427">(災害派遣手当の支給)</p> <p data-bbox="1120 435 2105 678">第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項_____に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当_____を支給する。</p> <p data-bbox="1153 687 1460 719">(災害派遣手当の額)</p> <p data-bbox="1120 727 2105 965">第2条 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条_____の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。</p>